町内での創業・起業について支援します

北栄町創業支援事業補助金

《事業の概要》

**町内での新規創業者に対して、初期投資にかかる経費の一部を支給します。**

① 事業所開設支援事業　●補助率１／２　補助限度額１００万円

創業を目的とした事業所の開設に係る投資や設備費の一部を支援します。

・条件：町内に事業所を新設する者。

 補助対象経費が５０万円以上となる事業。

【加算用件】　町内に住所を有する法人または個人事業主からの購入や施工をした場合

は上限１０万円（補助率１／１０）を追加します。

② 経営支援事業　●補助率１／２　補助限度額５０万円

創業に必要な市場調査や販売促進など、経営安定化を図る経費の一部を支援します。

・内容：市場調査や展示会等の出店費、販売促進にかかる経費、ＨＰ開設経費等。

ただし、運営費などの一般経常経費はのぞく。

③ 雇用促進事業　●町内者１人あたり３０万円　上限３人

町内に住所を有する者を正規雇用した場合に人件費の一部を支援します。

※４名以上の場合は、産業振興奨励条例に規定する雇用促進奨励金から支給します。

**《産業振興奨励条例との併用》**

町内に工場・事業所の新設や増設を行おうとする企業に対して奨励金を交付する産業振興奨励条例

に規定する奨励金との併用が可能です。

注意事項

　　申請は事業を着手するまで（工事にかかるまで）に行ってください。

　　必ず、補助金交付決定を受けてから工事を開始してください。

【お問い合わせ】

北栄町産業振興課　農商工推進室

TEL：０８５８－３７－３１５３　　Eメール：sangyo@e-hokuei.net